

ニ成事333号  
令和5年6月20日  
第一次改正  
ニ成事第501号-2  
ニ支總第53号-2  
令和6年5月31日  
第二次改正  
ニ成事第527号-2  
ニ支總第63号-2  
令和6年6月21日  
第三次改正  
ニ成事第291号-2  
ニ支總第98号-2  
令和7年5月19日  
第四次改正  
ニ成事第653号-2  
ニ支總第298号-2  
令和7年12月26日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁  
成育局長  
(公印省略)  
支援局長  
(公印省略)

### 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、令和5年4月1日以降発生の災害から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、令和5年3月31日以前に発生の災害について、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）については、平成18年7月13日18文科施第193号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知「学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業の事務手続きについて」、幼保連携型認定こども園（学校

教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）以外の施設等については、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」により行うこととする。

## 別 紙

### 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

#### 1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内児童福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付あて報告すること。

#### 2 被災後の事務処理

##### （1）協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること（複合施設の協議額が80万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、30万円以上であれば対象となる）。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、借用土地にあっては、別表に掲げる施設のうち、保育所（保育所型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園型認定こども園、借用施設にあっては、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

エ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

オ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村

立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園型認定こども園の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部

(イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

イ 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部

(イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合

(ア) 国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部

(イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部

(ウ) 降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部

(エ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部

(オ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1部

(注) 部数については紙媒体で提出する場合の提出部数。電子媒体で提出があった場合は、この限りではない。

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たっての留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違しないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たっての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡

を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

#### 附則（令和7年12月26日ニ成事第653号－2、ニ支總第298号－2）

- (1) 令和6年1月1日以後に発生した災害に係る協議について適用する。
- (2) 令和6年1月1日以後令和7年12月25日以前に発生した災害であつて、「「児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の一部改正について」（令和7年12月26日ニ成事第646号）、「「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の一部改正について」（令和7年12月26日ニ成事第647号）及び「「令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の一部改正について」（令和7年12月26日ニ成事第648号）により補助対象となる事業に係る経費の協議については、2の規定に関わらず、別に定めるところによる。

#### 別 表

##### 児童福祉施設等災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
児童福祉施設等	助産施設
児童福祉施設	乳児院 母子生活支援施設 保育所（保育所型認定こども園を含む。） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター（※） 里親支援センター
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター（※） 母子・父子休養ホーム（※）
その他の児童福祉施設等	児童相談所 一時保護施設

	職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園 乳児等通園支援事業所
--	--

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。